



産後ケア事業のご案内



○産後ケア事業について

出産後、産科や助産院等で宿泊や日帰り、またはご自宅で保健指導や育児指導などのサービスを受けることができます。

○対象となる方

宗像市に住民票があり、生後1年未満の子どもと産婦で、次の要件のいずれかに該当する人です。

- 産後の心身の不調または育児不安等がある人
- 産後の健康管理及び育児について、保健指導の必要がある人
- ご家族等から家事や育児の支援が十分に受けられない人
- その他、産後の経過に応じた休養や栄養指導が必要な人

○産後ケアの種類と利用上限（必要に応じて延長可能ですが、再申請が必要です）

- ①ショートステイ（宿泊） 1児につき7日以内
- ②デイサービス（日帰り） 1児につき5回以内
(昼食付と短時間・食事なしの2種あり)
- ③アウトリーチ（居宅訪問） 1児につき5回以内



○利用方法について

①利用登録	<p>宗像市子ども家庭課（西館1階21番）の窓口で利用登録をしてください。</p> <p>申請時必要なもの：母子健康手帳</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族など代理申請する場合は、代理者の本人確認書類が必要。 ・利用料金の減免を希望する場合は、条件を確認するための書類が必要。詳しくはお尋ねを。 <p>産後ケア事業利用決定証明書（産後ケアパスポート）を郵送します。</p> <p>*申請期間は、妊娠32週から児が1歳になる前日までです</p> <p>*妊娠中からの利用登録をおすすめします！</p> <p>*1回の出産につき1枚の発行になります</p>
②利用申し込み	<p>産後ケアパスポートが手元にあることを確認し、デイサービス（日帰り）とアウトリーチ（訪問）の利用は施設へ電話等にて<u>直接予約</u>をしてください。ショートステイの利用は、施設との調整が必要なので、事前に子ども家庭課にご連絡ください。</p> <p>*利用期間は、出産後から児が1歳になる前日までです</p> <p>*対応できるお子様の月齢や曜日・時間などが設定されている施設があります。詳しくは別紙施設一覧または市ホームページでご確認ください。</p>
③産後ケア利用	<p>ご利用の際は、必ず産後ケアパスポートをご提示ください。</p> <p>サービスの種類とご自身の負担区分に合わせて、利用料金を施設へお支払いください。</p>

○利用料金（自己負担金）

サービスの種類	負担区分 (世帯の課税状況)	自己負担額 (産婦と乳児1人)	多胎児加算
ショートステイ	住民税課税世帯	9,000円/日	2,500円/日
	住民税均等割のみ課税、非課税世帯	3,000円/日	1,000円/日
	被保護世帯	0円/日	0円/日
デイサービス (食事あり) 5時間程度	住民税課税世帯	3,000円/回	
	住民税均等割のみ課税、非課税世帯	2,000円/回	
	被保護世帯	0円/回	
デイサービス (食事なし) 1時間程度	住民税課税世帯	1,000円/回	
	住民税均等割のみ課税、非課税世帯	500円/回	
	被保護世帯	0円/回	
	1時間延長毎に500円追加(延長は2時間まで可) ※被保護世帯からは追加料金の徴収はなし		
アウトリーチ 2時間程度	住民税課税世帯	1,000円/回	
	住民税均等割のみ課税、非課税世帯	500円/回	
	被保護世帯	0円/回	
	アウトリーチで双子以上の利用の場合は上記金額の半額		

【注意点】

- * 利用料の自己負担分については、各施設へ直接お支払いください。
- * 利用料金の減額・免除を受ける場合には、申請時に該当条件を確認できる書類が必要です。
- * おむつ等衣服の洗濯料又は賃借料、新生児のミルク代、利用施設の感染症対策に関する費用（PCR検査料、検査のためのカルテ作成料など）は利用料に含まれておりません。
詳しくは、利用施設にご確認ください。
- * 予約を変更、キャンセルする場合は早めに施設にご連絡ください。
- * 利用施設については、別紙施設一覧または市のホームページでご確認ください。

問合わせ先 〒811-3492 宗像市東郷1丁目1番1号 宗像市 子ども家庭課 (Tel.0940-36-1365)